

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和7年度
計画主体	錦江町

## 錦江町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 鹿児島県 錦江町役場 産業振興課 (本庁)  
鹿児島県 錦江町役場 産業建設課 (田代支所)

所在地 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地 (本庁)  
鹿児島県肝属郡錦江町田代麓 827 番地 1 (田代支所)

電話番号 0994-22-3034 (直通) 本庁  
0994-25-2511 (代表) 田代支所

FAX番号 0994-22-1951 本庁  
0994-25-2668 田代支所

メールアドレス seisan@town.kinko.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ハト（ドバト、キジバト）、シカ、カモ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿児島県錦江町

※カモはマカモ、カカモ、コカモ、ソガモ、ヒドリカモ、オカカモ、ハジビロカモ、ホシバシロ、キソクロバシロ、スカモ及びクカモとする。

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。  
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)
イノシシ	水稻	1,814千円	1.7ha
	飼料作物（えん麦等）	512千円	1.75ha
	野菜（かぼちゃ等）	399千円	0.24ha
	いも類（さつまいも）	2,973千円	2.65ha
	工芸作物（茶）	818千円	3ha
	その他（葉ネギ）	296千円	0.1ha
	小計	6,812千円	9.44ha
サル	野菜（スナップエンドウ等）	1,092千円	0.5ha
	いも類（バレイショ）	236千円	0.08ha
	小計	1,328千円	0.57ha
タヌキ	野菜（スイートコーン）	27千円	0.02ha
	いも類（さつまいも）	1,138千円	1.13ha
	小計	1,165千円	1.14ha
アナグマ	いも類（さつまいも）	1,174千円	1.1ha
	小計	1,174千円	1.1ha
ノウサギ	飼料作物（イタリアン等）	16千円	0.03ha
	野菜（いんげん等）	1,093千円	0.41ha
	小計	1,109千円	0.44ha
カラス	野菜（だいこん等）	1,304千円	0.71ha
	小計	1,304千円	0.71ha
スズメ	水稻	267千円	0.25ha
	小計	267千円	0.25ha
	野菜（スナップエンドウ等）	859千円	0.16ha

ヒヨドリ	小計	859 千円	0.16ha
ハト (ドバト, キジバト)	飼料作物 (えん麦)	176 千円	0.4ha
	野菜 (いんげん)	433 千円	0.15ha
	小計	609 千円	0.55ha
シカ	—	0 千円	0ha
カモ	—	0 千円	0ha
合計		14,626 千円	14.36ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ

年間を通じていも類、飼料作物、野菜類、稲と作物全般で被害が発生し、被害区域は町内全域に広がっている。

### ②サル

年間を通じて目撃情報が寄せられているが、作物への大きな被害の報告は減少傾向である。町民の人的被害が懸念される。

### ③タヌキ・アナグマ

年間を通じて被害が発生し、特に収穫期のいも類を中心に被害が発生。また、畜舎等に侵入し飼料を食い荒らす被害も発生している。被害区域は町内全域に広がっている。

### ④ノウサギ

野菜類での被害が発生している。被害区域は山間部 (池田地区・田代地区) が中心となっている。

### ⑤カラス

被害は年間を通じて見られ、野菜類や豆類への食害が多い。被害区域は山間部大地を中心に、町内一円にまで広がりを見せている。

### ⑥スズメ

稲の収穫時期に町内全域で被害が発生している。

### ⑦ヒヨドリ

野菜類の被害が町内全域において発生している。

### ⑧ハト (ドバト・キジバト)

野菜類や飼料作物への被害が町内全域において発生している。

### ⑨シカ

令和元年度以降被害は報告されていないが、町内の大原地区の国有林等で目撃情報があり、被害が懸念されている。

### ⑩カモ

野菜類や飼料作物への被害が懸念されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
イノシシ	6,812千円	9.44ha	6,761千円	6.62ha
サル	1,328千円	0.57ha	501千円	0.15ha
タヌキ	1,165千円	1.14ha	1,126千円	0.68ha
アナグマ	1,174千円	1.1ha	1,161千円	0.65ha
ノウサギ	1,109千円	0.44ha	921千円	0.43ha
カラス	1,304千円	0.71ha	1,098千円	0.68ha
スズメ	267千円	0.25ha	100千円	0.10ha
ヒヨドリ	859千円	0.16ha	717千円	0.15ha
ハト	609千円	0.55ha	563千円	0.45ha
合計	14,626千円	14.36ha	12,948千円	9.91ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>実施隊員を大根占地区に3名、田代地区に3名の計6名を配置している。</p> <p>実施隊員を中心に、町内猟友会と連携して銃器・わなによる捕獲活動を実施している。</p> <p>また、町内猟友会に対する助成金制度や、狩猟免許試験受験者に対する講習会費用助成などを行って人材の維持・確保を目指している。</p> <p>【国庫（推進）の活用】 箱わなの導入 R2：カラス捕獲機（20㎡）1基 R3：箱わな（中）4基 R4：サル捕獲わな 1基</p>	<p>高齢化による捕獲従事者の減少が懸念され、担い手の育成が急務となっている。</p> <p>鳥獣は市町の境界を越えて被害を及ぼすため、周辺の市町と連携した一斉捕獲の実施も緊急の課題となっている。</p> <p>葉タバコや茶等の廃作により、原料用のサツマイモの面積が増大し、それに伴い鳥獣被害も増えてきている。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>鳥獣被害対策実践事業の電気柵設置により、農作物の被害が減少している。</p> <p>R2 年度 電気柵 16,307×2 段=32,614m</p> <p>R3 年度実績 電気柵 15,363m×2 段=30,726m</p> <p>R4 年度実績 電気柵 4,696m×2 段=9,392m</p>	<p>電気柵の設置を錦江町でも取り組んでいるが、より効果的なものとするためにも、集団的な取組みを図る必要がある。</p> <p>また、鳥獣の温床となっている荒廃農地の刈り払い等（緩衝地帯の整備）を推進するために、住民に対する啓発活動を行う必要がある。</p> <p>葉たばこや茶等の廃作に伴うさつまいもや野菜類への転換が進むにあたり、侵入防止柵の需要が高まると考えられる。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>集落で寄せ付けないための農作物収穫残さ処理を行い、鳥獣の出没通報があった場合、ロケット花火による追い払い活動を実施。</p> <p>サル等の被害報告があった場合は、近隣住民に追い払い用のロケット花火を配布している。</p> <p>また、鳥獣被害に関する注意喚起を町内広報誌で行っている。</p>	<p>収穫残さで寄せ付けてしまう事例や出没の通報を受け現場へ行くが、到着したときにはすでに移動しており、個体を確認できない事がある。</p> <p>猟友会会員及び農家が対象鳥獣に対する適切な対策法を身につける研修等を定期的実施するなどの対策が必要である。（寄せ付けない・侵入を防止する）</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

錦江町における令和4年度の被害金額は14,626千円、被害面積は14.36haとなっている。主としてイノシシ、アナグマ等によるいも類、サルやカラスなどによる野菜類への被害である。

錦江町では被害防止計画を作成するにあたり、被害軽減目標を、現状発生している項目において被害金額12%減で設定し12,948千円、被害面積31%減で設定し9.91haとした。

錦江町はこれまで捕獲中心の被害対策を行ってきたが、捕獲だけでは被害の軽減には繋がりにくいことから、引き続き、侵入防止柵の整備等も併せて推進する。

また、近年、葉タバコや茶の廃作に伴い、さつまいもへの転換が進んでいることから、この作物への鳥獣被害が懸念されるため、侵入防止柵の需要が高まることが予想される。

このようなことから、鳥獣被害対策実施隊を活用し、捕獲技術の向上（ICT等の新技術）や効率的な被害防止策（藪払い、収穫残さの撤去、追上げ等）について指導していく。

#### ※今後の計画

- ①捕獲対策に関する普及啓発を推進し、地域住民の意識改革を図る。
- ②捕獲と防止柵（電気柵）の両面での被害防止対策を推進する。
- ③鳥獣被害対策実施隊を活用し捕獲や被害防止技術（ICT等）の普及を行っていく
- ④有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。
- ⑤効率的な被害防止策（藪払い、収穫残さの撤去、追上げ等）について指導していく

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

大根占猟友会	農林業者からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲
田代猟友会	班が有害鳥獣の捕獲を行う
	大根占地区 7班 38人
	田代地区 7班 36人

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に  
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その  
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、シカ、キジバト、カモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の確保を図るため、狩猟免許取得の推進を図る。</li> <li>・町単補助として非農家を含めた、狩猟免許取得の際の講習会費用への補助を実施する。</li> <li>・鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業を活用する。</li> </ul>
令和7年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、シカ、キジバト、カモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の確保を図るため、狩猟免許取得の推進を図る。</li> <li>・町単補助として非農家を含めた、狩猟免許取得の際の講習会費用への補助を実施する。</li> <li>・鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業を活用する。</li> </ul>
令和8年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、シカ、キジバト、カモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の確保を図るため、狩猟免許取得の推進を図る。</li> <li>・町単補助として非農家を含めた、狩猟免許取得の際の講習会費用への補助を実施する。</li> <li>・鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業を活用する。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>過去3年間の捕獲実績は、令和2年度636頭、令和3年度597頭、令和4年度517頭となっており更なる被害の軽減と豚熱のまん延防止を図るために、錦江町有害鳥獣捕獲対策協議会において捕獲計画数を700頭と定めた。町内全域を対象に銃器及びわなによる捕獲を実施する。</p>

② サル

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度8頭、令和3年度8頭、令和4年度7頭となっているが、農作物の被害や人的被害の増加が懸念されていることから、捕獲計画数を20頭とし、銃器及びわなによる捕獲を実施する。

③ タヌキ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度659頭、令和3年度778頭、令和4年度484頭となっている。近年、タヌキによる農作物の被害面積・被害額が減少していない状況が続いている。

捕獲計画数を600頭とし、町内全域を銃器及びわなによる捕獲を実施する。

④ アナグマ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度295頭、令和3年度267頭、令和4年度162頭となっており、3年間で被害は若干の増加傾向にあることから、捕獲計画数を300頭とし、町内全域を対象に銃器及びわなによる捕獲を実施する。

⑤ ノウサギ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度90羽、令和3年度126羽、令和4年度86羽となっている。農作物への被害は3年間で減少傾向にあるが、被害の軽減を一層図るため、捕獲計画数を150羽とする。町内全域を対象に銃器及びわなによる捕獲を実施する。

⑥ カラス

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度78羽、令和3年度89羽、令和4年度28羽となっている。捕獲計画数は70羽とし、町内全域を対象に銃器及び箱わな等により捕獲を実施する。

⑦ スズメ

過去3年間の捕獲実績はないが、水稻への被害対策を図るべく、捕獲計画数は10羽とし、町内全域を対象に銃器による捕獲を実施する。

⑧ ヒヨドリ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度0羽、令和3年度0羽、令和4年度1羽となっており、豆類への被害対策を図るべく、捕獲計画数は10羽とし、町内全域を対象に銃器による捕獲を実施する。

⑨ ドバト

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度4羽、令和3年度62羽、令和4年度8羽となっており、野菜・豆類への被害対策を図るべく、捕獲計画数は30羽とし、町内全域を対象に銃器による捕獲を実施する。

⑩ シカ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度1頭、令和3年度4頭、令和4年度3頭となっている。3年間で被害は報告されていないが、目撃情報があり、今後の被害の発生が懸念されるため、捕獲計画数は10

頭とする

⑪ キジバト

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度79羽、令和3年度106羽、令和4年度31羽となっており、野菜・豆類への被害対策を図るべく、捕獲計画数は100羽とし、町内全域を対象に銃器による捕獲を実施する。

⑫ カモ

過去3年間の捕獲実績はないが、目撃情報があり、今後の被害が懸念されるため、捕獲計画数は10羽とし、町内全域を対象に銃器による捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ	700頭	700頭	700頭
サル	20頭	20頭	20頭
タヌキ	600頭	600頭	600頭
アナグマ	300頭	300頭	300頭
ノウサギ	150羽	150羽	150羽
カラス	70羽	70羽	70羽
スズメ	10羽	10羽	10羽
ヒヨドリ	10羽	10羽	10羽
ドバト	30羽	30羽	30羽
シカ	10頭	10頭	10頭
キジバト	100羽	100羽	100羽
カモ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

銃器：年間を通じ、山間部及び山林に隣接している農地を中心に実施する。

わな：年間を通じ、箱わな及びくくりわなを使用して捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（国庫事業）		
	令和6年度	7年度	8年度
イノシシ	電気柵 10,000m×2段 =20,000m	電気柵 10,000m×2段 =20,000m	電気柵 10,000m×2段 =20,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止柵に係る業者等による、効果的な侵入柵の設置方法や、管理について研修会を実施する。</li> <li>電気柵設置後も長期的に効果を発揮するよう除草作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止柵に係る業者等による、効果的な侵入柵の設置方法や、管理について研修会を実施する。</li> <li>電気柵設置後も長期的に効果を発揮するよう除草作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止柵に係る業者等による、効果的な侵入柵の設置方法や、管理について研修会を実施する。</li> <li>電気柵設置後も長期的に効果を発揮するよう除草作</li> </ul>

	業等の管理について周知する。	業等の管理について周知する。	業等の管理について周知する。
サル	サル等は住民による追い払いを実施する。(必要に応じてロケット花火を役場より支給)	サル等は住民による追い払いを実施する。(必要に応じてロケット花火を役場より支給)	サル等は住民による追い払いを実施する。(必要に応じてロケット花火を役場より支給)

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、シカ、キジバト、カモ	地域住民が主体的に荒廃農地の解消、放任果樹の摘採や農作物残さの適正処理を行えるような体制整備の確立を目指すため、実施隊が中心となり、研修会等を行い普及啓発活動に取り組む。町内全域を対象とするが、特に中山間地を重点地区とする。また、町報等を活用し、住民に対する普及、啓発活動を行う。その他として、継続的な担い手等の確保に対する支援をする。
令和7年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、シカ、キジバト、カモ	地域住民が主体的に荒廃農地の解消、放任果樹の摘採や農作物残さの適正処理を行えるような体制整備の確立を目指すため、実施隊が中心となり、研修会等を行い普及啓発活動に取り組む。町内全域を対象とするが、特に中山間地を重点地区とする。また、町報等を活用し、住民に対する普及、啓発活動を行う。その他として、継続的な担い手等の確保に対する支援をする。

令和8年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、シカ、キジバト、カモ	地域住民が主体的に荒廃農地の解消、放任果樹の摘採や農作物残さの適正処理を行えるような体制整備の確立を目指すため、実施隊が中心となり、研修会等を行い普及啓発活動に取り組む。町内全域を対象とするが、特に中山間地を重点地区とする。また、町報等を活用し、住民に対する普及、啓発活動を行う。その他として、継続的な担い手等の確保に対する支援をする。
-------	---	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

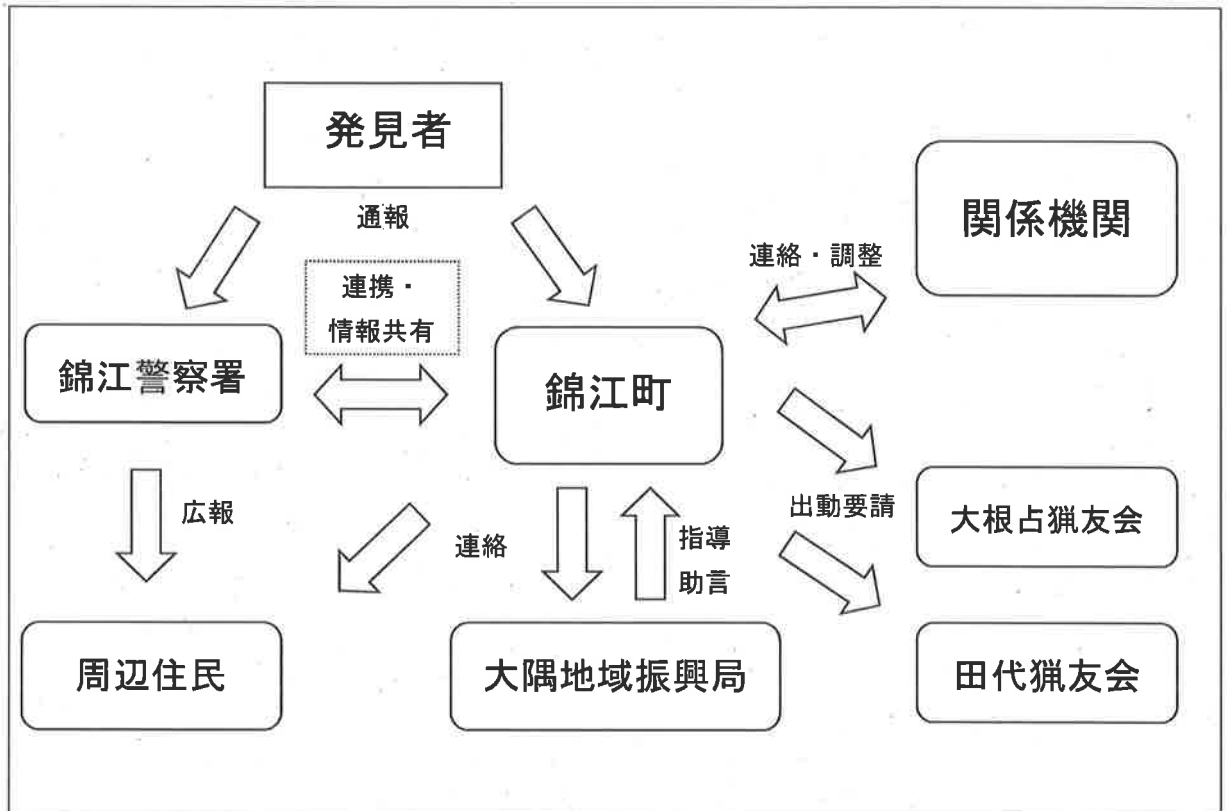
関係機関等の名称	役割
錦江町	関係機関との連絡調整、情報収支、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起
錦江警察署	住民の安全確保、避難誘導、広報、交通整理・規制、関係機関への連絡、緊急時の現場対応
大根占猟友会	緊急時の現場対応
田代猟友会	緊急時の現場対応
大隅地域振興局	指導助言

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシは、捕獲後速やかに埋設処理を行うか、捕獲者が食用として自家消費する。それ以外の鳥獣は、埋設処分を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	実施隊員が捕獲したイノシシを加工し、商品の開発・販売を行っている
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角)	

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし
----------------------	------

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし
------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	錦江町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
錦江町役場 産業振興課 産業建設課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整及び、被害対策に関する技術指導を行う
大根占地区・田代地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う
大隅地域振興局農林水産部	鳥獣関連情報の提供及び被害対策に関する技術指導を行う
鹿児島きもつき農協田代支所	防除対策の推進及び営農指導を行う
鹿児島きもつき農協大根占支所	防除対策の推進及び営農指導を行う
鳥獣保護管理員	鳥獣関連情報の提供を行う
錦江町自治会連絡協議会	鳥獣関連情報の提供を行う
錦江警察署	防除対策に伴い、安全対策に関する連携を図る

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	有害鳥獣関連の情報提供及び被害対策に関する技術指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成 24 年 4 月 1 日（民間隊員設置：平成 29 年 4 月 1 日）  
構成：町職員 2 人（うち狩猟免許保持者 2 人）、民間隊員 6 人（猟友会）  
活動内容：鳥獣捕獲や被害防止技術の普及啓発

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

山間部を中心として高齢化が進んでいる地域では侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備が困難な状態であることから、地域住民・農家等の共同作業による被害防除について啓発普及を図る。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲頭数については、錦江町有害鳥獣捕獲協議会で決定し、錦江町有害鳥獣被害対策協議会と連携しながら鳥獣被害に取り組んでいく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 29 年度（1 期）	平成 30 年 4 月 1 日
令和 2 年度（2 期）	令和 3 年 4 月 1 日
令和 5 年度（3 期）	令和 6 年 4 月 1 日
令和 7 年度（3 期）	令和 8 年 4 月 1 日